5　地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

首都直下地震対策については、政治・行政・経済等の首都中枢機能や、人口や建築物等が極めて高度に集積している首都地域の特性に鑑み、特に、都市機能が集積した地域において、耐震化と火災対策、道路交通麻痺対策、膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策が重要である。また、Ｍ７クラスの地震は、どこで発生するかわからないため、これ以外の地域においても、建築物の耐震化等の予防対策、災害応急体制の整備・訓練等を着実に実施することが必要である。さらに、Ｍ８クラスの大正関東地震タイプの地震へは中長期的に対応すべきものであるが、建築物等の耐震化等のＭ７クラスの地震対策は、Ｍ８クラスの地震対応につながるものであり、Ｍ７クラスの地震対策を着実に進めるものとする。

津波対策については、延宝房総沖地震タイプの地震が発生した場合、千葉県、茨城県の太平洋側等で、大正関東地震タイプの地震が発生した場合、神奈川県、千葉県等での津波の発生が想定されており、津波の浸水が想定される地域においては、津波対策を着実に実施することが必要である。

⑴　地方緊急対策実施計画の目的

地方緊急対策実施計画は、関係都県知事が、地域の実情を勘案し、地方公共団体自らの判断によって様々な首都直下地震対策を計画的に推進することを目的としたものである。

⑵　地方緊急対策実施計画の記載事項

地方緊急対策実施計画には、以下の事項を記載する。

①　地方緊急対策実施計画の区域

計画の対象とする区域を具体的に記載するものとする。

②　地方緊急対策実施計画の目標

計画に位置付けた事業等の実施により達成すべき目標について、可能な範囲で定量的な目標を含め、具体的に設定するものとする。

③　地方緊急対策実施計画の期間

計画に位置付けた事業等の実施に要すると見込まれる期間を計画の期間とする。計画期間については、同計画が首都直下地震に備え、緊急に講ずべき対策を定めるものであることに鑑み、あまり長期間とならないよう、概ね５か年以内の計画期間となるようにする。事業が完了するまでに長期間必要になるなどにより、５か年以上の計画期間を設定する際にも、計画作成から５か年の間に行うべき事業等を明らかにするなど、早期に実施すべき対策が明確になるよう留意する。

④　首都直下地震対策のうち必要なもの

⑶において示す首都直下地震対策のうち、当該地域において必要なものを位置付ける。

⑶　地方緊急対策実施計画に基づき実施すべき首都直下地震対策

地方緊急対策実施計画に位置付けて、実施すべき主な対策は以下のとおりである。なお、同計画には、計画の作成主体である関係都県が実施する対策のほか、市町村や事業者など、関係都県以外の者が実施する対策についても、当該関係者と調整、同意を得た上で位置付けることが可能であり、対策を実施する際の役割分担を明確にして、計画に位置付けるよう努めるものとする。

また、地方緊急対策実施計画は、地域の判断と創意工夫によって作成されるものであることから、以下に掲げる対策のうち、当該地域にとって緊急に推進することが必要な対策を選択して位置付けることで差支えない。

①　地震防災上緊急に実施する必要があるもの

ア　高層建築物、地下街、駅等不特定多数の者が利用する施設・エレベーター等の設備の安全の確保

高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等、不特定多数の者が利用する施設において、施設・設備の耐震化、火災防止対策、落下物防止対策及びエレベーター等の設備の安全対策の推進などを記載する。

イ　工場、事業場等の集積地や石油、高圧ガス等の貯蔵所、製造所等の改築・補強

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく対策や、災害発生時の消防の即応体制の強化、避難体制の整備などを記載する。

ウ　その他緊急に整備すべき施設等

道路、空港、港湾、鉄道等の交通インフラの耐震化やネットワークの構築、河川・海岸堤防の耐震化など、緊急に対応が必要な施設等の整備を記載する。

②　建築物等について地震防災上実施する必要があるもの

ア　建築物の耐震化

住宅その他の建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えの促進、緊急対応が必要な密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化、様々な応急対策活動や避難所となり得る公共施設等の耐震化と数値目標の設定等を記載する。

イ　建築物の不燃化、延焼の防止等の火災の発生の防止及び被害の軽減

建築物の不燃化の促進や、地域における初期消火の成功率の向上、消火活動体制の充実等の延焼の防止対策を記載する。

ウ　延焼の防止、避難路の確保等街区の整備

緊急避難場所等として機能する公園等のオープンスペースの確保や河川の整備、避難路の整備、危険性の高い木造住宅密集市街地等の解消、無電柱化の取組など、延焼の拡大を防ぐ火災に強い都市づくり、まちづくりの推進について記載する。

エ　住居内の安全の確保

屋内に設置された家具等の固定を促進するなど、居住空間内の安全確保について記載する。

オ　土砂災害、地盤の液状化

土砂災害危険箇所等の把握や発災時の緊急点検・調査及び応急対策の実施体制の整備、急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策、人家周辺等の治山対策、ライフライン施設及びインフラ施設並びに臨海部等の軟弱地盤地域の液状化対策など、土砂災害、地盤の液状化対策等を記載する。

③　災害応急対策及び災害復旧の円滑かつ的確な実施のために必要なもの

ア　被災者の救難及び救助の実施

救命・救助活動のための要員の確保・育成や必要資機材の配備、活動拠点の確保等の体制の充実などを記載する。また、緊急交通路、緊急輸送道路等の優先的な道路啓開、交通規制、復旧作業等について記載する。

イ　医療の提供

災害医療情報の共有化、地域における医療活動体制の構築、医薬品等必要物資の備蓄など、災害時に大量の発生が予測される重傷者等への医療の提供について記載する。

ウ　滞在者等に対する支援

帰宅困難者等を支援する飲料水、トイレ、情報等を提供する設備の確保や、一時滞在施設の確保、外国人観光客を始めとする来訪者への的確な情報提供、膨大な避難者等への対応、避難所の設置・運営など、滞在者・避難者等に対する支援について記載する。

エ　電気、ガス、水道等の供給体制の確保

電気、ガス及び上下水道のライフライン設備の多重化、施設の耐震化、液状化対策の推進などライフラインの供給体制の確保について記載する。また、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設や首都中枢機関への供給確保方策を記載する。

オ　災害応急対策・復旧に必要な物資の流通の確保

早期の道路啓開のほか、災害発生時の代替輸送ルートの確保等による緊急輸送機能の維持、避難所、医療施設、ライフライン等の重要施設の非常用電源のための優先的な燃料の確保などを記載する。

カ　通信手段の確保

情報インフラの重点的な耐震化や、携帯電話の基地局における非常用電源の確保（燃料の確保を含む。）などを記載する。

キ　ボランティアの活動環境の整備

災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターの活動を支援するなど活動環境の整備について記載する。